

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N540
2016・2・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

被害者保護と弁護活動の在り方..... 外山 亮

—宮崎マッサージ店強姦事件をめぐる経緯と分析

新刊旧刊 内田博文著『刑法と戦争 戦時治安法制の作り方』..... 戸館圭之

「現在は昭和3年に似ている」

法曹養成問題の新局面⑭

あなたが言わなければ誰が言うのか..... 打田正俊

次の選挙で勝利し、戦争法を廃案に..... 石井一禎

—「法律家のための選挙学習会&憲法と人権を守る弁護士を国会に送ろう」に
参加して(2/7開催)

復興するネパールをこの目で!..... 漆原由香

—COLAP-VI in カトマンズのお誘い



リュウベックの子ども

被害者保護と弁護活動の在り方

—宮崎マッサージ店強姦事件をめぐる経緯と分析—

外山 亮 (宮崎県弁護士会)

1 はじめに

二〇一三年に宮崎市のオイルマッサージ店で発生した強姦被告事件について、未だ第一審の審理途中であった二〇一五年二月二七日、当該事件において強姦の事実があったことを前提とし、その上で「強姦の様子を写したビデオ」の処分と引き換えに弁護人が女性に告訴の取下げを迫ったとする新聞報道がなされた。また、この報道に基づき、当該弁護士に対する宮崎県弁護士会への複数の懲戒請求がなされるという事態も発生した。

筆者は、前記懲戒請求申立に関する被請求弁護士代理人の立場から、本件事実経緯の概略を説明した上で、弁護活動の在るべき姿について述べる。なお、本件に関する事実経緯や分析は、「季刊刑事弁護」八三号の前田裕司弁護士の記事に詳しいので、詳細については、ぜひそちらを参照していただきたい。

2 事実経緯

本件被告人は、オイルマッサージ店を営んでおり、告訴人女性はその店の客という関係にあった。二〇一三年二月一六日、本件強姦事件で被告人が逮捕された。被告人の言い分は、「暴行も脅

迫もしておらず、性交への同意もあった」、「ビデオがあるので、それを見てもらえば分かる」というものだった。弁護人が被告人のいうビデオ（以下「本件ビデオ」という）を確認したところ、本人の言い分に沿う内容と認められた。そこで、弁護人は、本件を不起訴にさせる目的で、検察官に本件ビデオの存在を告知し、二〇一四年三月、県警察本部との間で、原本の返却を前提として本件ビデオを警察へ任意提出する旨を合意した。

三月一九日、告訴人女性の代理人弁護士から弁護人宛に受任通知が送付された。そこで、弁護人は代理人に架電し「強姦とはいえない決定的な証拠ビデオがある。現時点では金を支払っての示談は考えていないが、示談をするならビデオは処分する。とりあえず、ビデオを確認してはどうか」と提案したが、相手方代理人はこれを断った。

この相手方代理人とのやりとりの翌日である三月二〇日、弁護人は約束どおりに県警にビデオを提出した。

その後、弁護人と相手方代理人の間では、数回にわたる示談交渉が行われた。相手方代理人は、最後まで、弁護人からのビデオ内容確認の提案に応ずることはなく、その一方で、相手方代理人から金銭支払いを求める話が出たものの、事件を否認している本人に高額の金銭支払いに応ずる意思がなかったことから示談は成立せず、示談交渉は

中断した。

結局、六月二日、本件強姦事件で被告人は起訴され、一年半にわたる公判審理の末、二〇一五年二月一日、強姦の事実が認定され、有罪判決が下された。現在(二〇一六年一月二八日)、本件は、控訴審係属中である。

3 本件弁護人の弁護活動を 評価するにあたっての留意点

本件弁護活動を評価するにあたっては、次の点に留意しなければならない。

一つ目は、被告人自身が、事件について「暴行も脅迫もしておらず、性行為には同意があった」と一貫して主張していたことである。二つ目は、弁護人の立場からも、確認したビデオ映像が本人の言いつに沿うと認められたことである。それが故に弁護人は、本件ビデオを、不起訴処分への証拠として捜査機関に提出することにしたものである。

ところが、新聞記事もこれを受けての懲戒請求も、本件ビデオが、強姦という犯罪行為を示すビデオであることを前提に、弁護人が告訴人女性に対して、ビデオの処分と引き換えに示談金なしで告訴を取り下げるよう要求したことを非難する内容となっていた。しかも、弁護人が代理人弁護士との間で交渉を行った事実が看過され、あたかも告訴人女

性と直接交渉したかのごとき報道もなされた。

事実を誤認あるいは曲解して、真実とはかけ離れた報道を行った報道機関の責任は大きいといえる。

4 弁護人の本来的役割と 本件弁護活動の評価

日弁連弁護士職務基本規程四六条が定めるように、弁護人の役割は「被疑者・被告人の援助」にあり、弁護人には、弁護活動における最善の努力が義務づけられている。したがって、弁護人は、刑事司法手続にあつて、権力と対峙せざるを得ない被疑者・被告人に寄り添い、徹底してその言い分を展開し、間違つても冤罪が起きないように努めなければならない。また、そのような被疑者・被告人に対する誠実な弁護活動こそが、罪を犯した人の真の更生を図る結果にもなり得るのである。

本件弁護人の活動は、まさに、被疑者・被告人に対する誠実義務の履行としてなされたものであった。

また、本件における告訴人側との示談交渉は、すべて、告訴人女性の代理人弁護士との間で行われている。そこでは、相手方代理人に依頼人への配慮が求められることはあつても、弁護人の立場からは、相手方代理人との専門家同士の交渉ご

ととして、事案に即した通常の対応をすれば足りる。弁護人において、相手方当事者である告訴人女性に、格別の配慮をしなければならない理由は見いだしたい。

本件は、いかなる観点から見ても、弁護人として許されない活動があつたと評価されるような事件ではなかつたのである。

5 終わりに

筆者を含む弁護士有志は、本件事件を契機に、報道機関や市民に対して弁護人の役割についての理解を求めるべく声明を発表するなどの活動を行ってきた。

これに対し、犯罪被害者支援を図る弁護士団体などからは、弁護人の弁護活動においても犯罪被害者への配慮が求められるとして、筆者が前記に述べたような弁護活動を「時代遅れ」と論難する動きすらある。

しかし、国際人権規約自由権規約や日本国憲法を紐解くまでもなく、弁護人が「被疑者・被告人の援助」のために存在することは疑いの余地がなく、その重要性は普遍的なものである。

今回の問題を通して、今一度、刑事弁護人の活動の本質について、理解を広げる機会になればと考える。

内田博文著『刑法と戦争 戦時治安法制の作り方』 「現在は昭和三年に似ている」

東京 戸舘 圭之

書

評というものは、おそらく、というか通常、当該書籍を通読かつ精読した上で評者がなにかの論評を加えるものであることは評者も重々承知はしている。

しかしながら、本書は、総ページ数四三九頁の大著であり、書評依頼があったのは本書出版直後の師走も押し迫る我々青年法律家にとって一年で最も繁忙な時期であり、ゆつくりとこのような大著に向き合う時間をとることは評者にはおよそ不可能なことではあった（読書する時間がないこと理由は実はほかにもあるが、ごく私的な事情によるものであるので割愛する）。そうであれば、なぜ書評の依頼を断らなかつたのかという疑問が当然生じてくるのではあるが、評者はどうしても本書を手に入れたかった（書店で購入すればいいのだが書評を応諾すると引換えに青法協事務局から著者による献呈本が送られてくるという誘惑に負

けた。というのも、内田博文教授による「刑法と戦争」というタイトルを見て、これは年末年始の課題図書として読まねばならぬと確信したからである。

内田博文教授といえば、刑法学の研究者であり、特に歴史研究を中心に取り組まれ、二〇〇八年には『日本刑法学のあゆみと課題』（日本評論社、二〇〇八年）を出版されている。評者は、この時は自費で購入して通読かつ精読をして大変感銘を受けたのを今でもよく覚えていて。また、この年に福岡で開催された青法協常任委員会において内田教授に基調講演をしていただき、裁判員制度をはじめとする近年の刑事司法制度改革の動きについて歴史研究に裏打ちされた鋭い批判的なお話を頂戴したことも記憶に新しい。

その後も内田教授は、『刑事判例の史的展開』『自白調書の信用性』『更生保護の展開と課題』と



刑法、刑事訴訟法、刑事政策といった刑事

法のような分野を縦横無尽に論じる出版物を公刊されている（評者も図書館等でタイトル等は目撃しその存在は認知していたが、残念ながら未読である）。

そ

のような中、二〇一五年二月に本書『刑法と戦争 戦後治安法制の作り方』が出版された。まず注目すべきはタイトルである。「戦争と刑法」ではなく「刑法と戦争」と「刑法」を第一に掲げている点に注目したい。「現在は昭和三年に似ている。」と帯の背部分に書かれているとおり、著者の関心は、まぎれもなく現在にある。二〇一五年は、自民党安倍政権の下、日本を「戦争する国」へと強力に推し進めた一年であった。と同時に、現在進行形で刑事訴訟法改正案や刑法の厳罰

新刊 旧刊

述であり、すべて「刑法」が密接に関係している。本書は、一読すればわかるが、参考文献も必要最小限に厳選しており、専門用語もかみ砕いて説

評者が、特筆すべきと感じた点は、本書第四章において、ハンセン病隔離政策をめぐる歴史、現代も続く人権侵害を取り上げている点である(第四章『「非国民」とは誰か―ハンセン病隔離政策の教訓』)。ハンセン病隔離政策下では、数多の人権侵害が行われており、その手段として刑事司法制度が巧みに利用されてきたことがよく理解できる。

また、新自由主義的政策展開における生存権侵害立法、労働者の権利侵害をもたらす立法なども本書の重要な構成要素としてとり上げられている。

化の動きが活発化している。

本書は、おそらく著者のこれまでの研究を下敷きに、昭和三年(一九二八年)から戦争を経て現代に至る近現代史の流れを著者の専門である刑法、刑事法学の観点から平易に叙述し、立憲主義を破壊し、憲法改悪、戦争する国へと向おうとしている現政権の下で歴史からいかに学ぶべきかを教えてくれている。

明しており、かつ歴史の叙述も評者のように歴史の基本知識を欠く読者にも親切な形で叙述しており、学術書というよりも一般向けの読み物として大変読みやすい。

現

在、評者は、本書評の締め切りを徒過していることにも心を痛めながら、本書を通読していないにもかかわらず本書の書評を書かねばならないことにも心を痛めつつ、本書評を一刻も早く脱稿して本書の通読を再開させたい気持ちでいつぱいである。評者の個人的関心からは第三章「司法改革」という名の換骨奪胎、第四章「弁護士独立と弁護権の制限」を早く読みたいと思っている。

本書を通読した暁には改めて感想を述べてみたい。

『刑法と戦争 戦時治安法制の作り方』

著者：内田博文
出版社：みすず書房
定価：四九六八円
四六版

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—



青年法律家協会弁護士学者合同部会 編

B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

〈シリーズ「法曹養成問題の新局面」⑭〉

あなたが言わなければ 誰が言うのか

あいち 打田 正俊

1 法科大学院制度の破綻

法科大学院の現状は惨憺たるもので、制度の維持が困難になりつつある。平成二七年度における全国法科大学院の定員充足率の平均は約七十一％であり、東大のロースクールでさえ、定員割れの状況にある。

「法科大学院座」という芝居小屋は、開設当初大変に人気で当初七四の小屋が開設され、どこも「満員御礼」の札止め状況であったが、今やその熱気は冷め、いくら木戸で呼び込みをしても小屋はガランドウの状態で、興業を維持することが出来ず、手仕舞する小屋が相次いでいる。鳴り物入りで小屋の開設を仕掛けたお上は、威信の失墜を避けようと、小屋の数をうーんと絞って何とか絶滅を避けようとしているが、現在までに二〇以上の小屋が手仕舞に追い込まれており、この傾向は今後益々激しくなっており、生き残るところは二〇座程度ではないかなどと囁かれている。今や、法科大学院制度が破綻していることは、誰の目にも明らかである。

2 法科大学院制度の目的

従前の司法試験制度によって選抜されていた法曹は、予備校で暗記教育を受け金太郎飴の答案で合格していて、質が保たれていない、二二世紀の

司法を担うにふさわしい質の法曹を確保する為には、司法試験という点の選抜ではダメで、プロセスによる養成が必要との触れ込みで設けられたのが法科大学院制度である。

この触れ込みをそのまま信じた人も多かったのであるが、制度創設の真の目的は、大量の司法試験合格者を生み出すことにあった。従前の司法修習制度で大量の合格者は賄えない（修習を担う裁判官や検察官及び施設の不足）ことから、前記修習部分を事前に担うことを目的に設けられた制度であり、弁護士を大増員することが本当の目的だったのである。

そのため、アメリカのロースクール制度を、殆ど中身を検討することも無しにそのまま導入した。成文法主義の我が国とコモンローのアメリカとの差異も無視し、法学部のある我が国とそれがないアメリカとの比較を行うこともなく、法の体系を教えるのではなくいきなりケースメソッドをソクラテスメソッド方式で教え込もうとしたのであるが、効果が上がらないのは当然で、予備校で学ばなければ合格できないというダブルスクール状況をなくすることさえ出来なかったのである。

3 従前の法曹養成制度

若い法曹にはあまりぴんと来ない話であろうが、従前の法曹養成制度は、法科大学院制度に比べて、

明らかに優れたものであったと私は信じている。

従前の法曹養成は、司法修習にしろイソ弁制度にしる基本的には徒弟制度であり、先輩法曹が全人格を傾けて後輩法曹をマンツーマンで叩き上げる教育であった。実務法曹が、仲間内から教育係にふさわしい法曹を選び、個人教育を通じて、法曹としての魂や技術や生き方を伝えてきたのである。プロフェッションの養成は、それにふさわしい教育制度が必要なのである。このような教育を法科大学院で代替できると思えず、法曹養成制度は退化してきていると見る事が出来る。

4 弁護士増員政策の破綻

弁護士激増政策の進行は、業界の混迷を深め、弁護士制度そのものを変質させ、ひいては我が国の司法のあり方さえも変質させようとしている。

政府は、三〇〇〇人構想の間違いを正面から認めざるをえなかったが、未だに一五〇〇人を下限とするとの決定を纏め、弁護士の増員路線をひた走っているが、この政策が誤りであることは明らかとなっており、このままでは国民に対して優れた法曹を提供するという国家の責務を果たすことは出来ない。

弁護士に対する各種のアンケート調査結果によれば、このような増員政策には厳しい評価が定着しており、合格者を大きく削減すべきとの意見が圧倒的であるにも拘わらず、日弁連の理事者会な

どで多数意見を構成するには至っていない。

しかし、日弁連の二〇一五年版弁護士白書によれば、本人の請求による登録取消件数が、二〇〇五年に九九件であったものが、二〇一四年には三八九件と約四倍になっている。しかも二〇〇九年度以降、登録からわずか七年以内の若手弁護士が請求による登録取消者の五〇%から五八%という高い率を占めている。

すなわち、長時間を費やし、多額の借金を背負い、幸運にも登録にまでたどり着いた若手の中から、毎年百数十人から二〇〇人が、弁護士業務を続けることができず、やむなく弁護士界から去っているのである。このような落伍者は更に増加する傾向にあり、これを放置しておいて良いはずがない。

5 若手弁護士に期待する

激増政策に根本的に反対する意見が、日弁連の政策にならない理由にはいろいろあると思えるが、その大きなものの一つに、法科大学院出身の若手弁護士の動向があると思える。

法科大学院出身者は、合格者減少を言えば、その結果として自らの出身母体である法科大学院が成り立たなくなるから、そのような意見を述べることは憚られるであろうし、減員を主張すれば、後輩の合格にマイナスになるかも知れないと思えば、裏切る訳にはいかないとの気持ちにもな

るであろう。

しかし、法科大学院出身者は、既に弁護士全体の四割に達しようとしており、近い将来過半数となるのであって、その人達が行動しない限り現状を変更することは出来ない。出身母体や後輩を蔑ろにすることが出来ないとの心情は尊いものではあるが、だからといって、現状の危機を眼前にして、拱手傍観していても良いのであろうか。

国民の人権擁護の為に、法制度の改善に努力しなければならぬことは、弁護士法一条が定める弁護士の使命であり、この使命を担う為にこそ弁護士資格が付与されたのではないだろうか。

弁護士は、個人的な利害得失を超えて、国民の為に尽くすべき公的な義務を負っているのである。制度やその運用が間違っていると考えれば、個人的な感情をさておいて、あるべき法曹制度の為に尽力すべきことが、国民から求められているとみるべきである。

また、弁護士業界を望ましいものにすることは、広い意味で後輩に対する支援ともいえるであろう。

むしろ、自らの置かれた立場を口実にして、この重要な問題に目をつぶるとしたらその方が身勝手な無責任ということにならないだろうか。

若手の皆さんには、思うところを遠慮なく発言して、我が国の司法制度の将来を、輝くものにしていっていただきたいと切に願っている。

次の選挙で勝利し、戦争法を廃案に

「法律家のための選挙学習会 & 憲法と人権を守る
弁護士を国会に送ろう」に参加して(2/7 開催)

東京 石井 一禎

1 企画に参加した動機

安倍政権が誕生してから、特定秘密保護法成立、戦争法案の成立など、日本国憲法を踏みに行われる行為が、次から次へと行われました。違憲の法律が作られてしまった場合、憲法訴訟を提起して、違憲判決を得て、違憲の法律を無効にする手段が考えられますが、裁判には時間がかかります。

そもそも、憲法の趣旨を正しく理解し、それを遵守し、憲法の趣旨に基づいて行動する国会議員がもっと多くいれば、このような暴挙はなかったはずです。

次に行われる国政選挙において、このような国会議員が国会で過半数を占めることができれば、集団的自衛権を認めた閣議決定を撤回させ、戦争法を廃案にすることができます。また、憲法を遵守する国会議員を増やせば、将来、違憲の法律の制定を防ぐことができ、立憲主義を実現して国民の権利を守ることができます。なぜなら、憲法の目的は、国家権力の濫用を防いで、国民の権利を保障することにあるからです。

国政選挙において、憲法を理解し、憲法を守る国会議員を増やすことで、国民の権利を護ることができると考えて、この企画に参加しました。

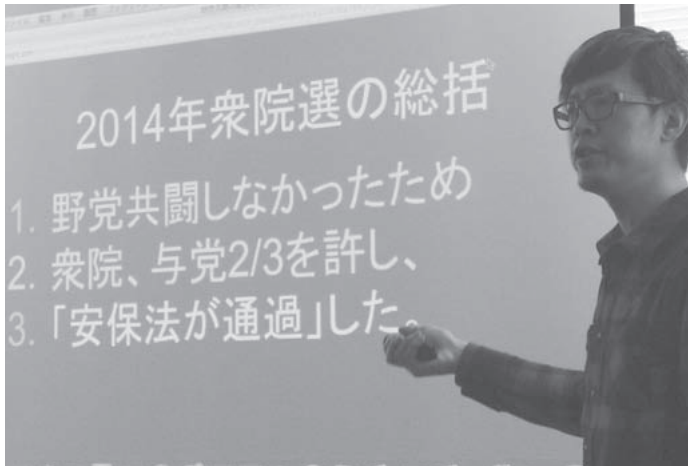
2 企画の概要

第一部では選挙ジョッキーの座間宮ガレイ氏を講師に迎えて、選挙についての学習会が行われました。最初に、座間宮氏が選挙運動家になったいきさつ、最近の活動などが紹介されました。

次に、近年の国政選挙の結果を踏まえて、野党間で統一候補がたてられなかったこと、つまり、野党間で反安倍政権の票を奪い合う結果となり、結果として、与党が衆議院で三分の二以上、参議院で過半数以上を占める結果となってしまったこと。これにより、与党が数の力で戦争法を通すことが可能な状況が生まれてしまったことを説明されました。座間宮氏いわく「うっかりしている間に今の与党が戦争法を成立させた」とのことです。

第二部では、座間宮氏と、今年の夏の参議院選挙候補者で熊本選挙区から野党の統一候補として立候補予定の阿部広美弁護士、東京選挙区から共産党公認で立候補予定の山添拓弁護士によるトークセッションが行われました。

参議院選挙で、各候補が立候補した動機、現在の活動を報告し、出席した方々の質問や意見に答えていくものでした。SEALDsのメンバーの諏訪原健氏が、憲法に対する想いや、来年の参議院選挙から実施される一八歳選挙が今回の選挙に



【写真上】講演する座間宮氏
【写真左】トークセッション。左から山添氏・阿部氏・座間宮氏

与える影響などを話されました。

3 感想について

座間宮氏の話は講義というよりも、トークショーみたいな感じでした。

しかし、単に感情を語るとか、場を盛り上げるだけではなく、過去の選挙データを基にして、どうすれば次の国政選挙で野党の統一候補をたてて、

改憲勢力を後退させることができるのか様々なシミュレーションを示しながら明快に示してくれるものでした。改憲勢力を後退させることは、不可能なものではなく、現実として可能であることが良くわかりました。

その一方で、次の国政選挙で本気で野党が協力して闘わなければ憲法九条が改正されてしまうことを強く訴えられ、今の政治が大変な危機的状况にあると感じました。

第二部では、次回の選挙について、参加者から「戦争は莫大な費用がかかる、そのことをもっと主張するべきではないか」「憲法の問題だけでは選挙の争点になりにくいのではないか」など様々な意見が述べられ、選挙で何を争点とすれば議席を伸ばすことができるのか深く考えさせられました。

皆さん、自分がうっかりしている間に憲法が踏みにじられることは、絶対に防ぎましょうね。

今後の日程

【第47回定時総会】

6月25日(土)・26日(日) 神奈川

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【司法問題対策委員会】

3月29日(火) 18時～20時 青法協本部

【憲法委員会】

3月30日(水) 17時～19時 青法協本部

【修習生委員会】

3月25日(金) 15時～18時 青法協本部
(全国スカイプ会議は、15時～15時半)

【広報委員会】

3月25日(金) 18時～20時 青法協本部

復興するネパールをこの目で！

COLAPVI in カトマンズの誘い

6/17~19

岐阜 漆原 由香

ネ

パールの首都カトマンズ……中部国際空港から香港を経由しておよそ丸一日の、遠い国である（東京からも直行便はなく、タイを経由）。機上から深夜のカトマンズを見下ろせば、薄暗い灯りがまばらに点在するのみ。

トリバン空港の施設は、日本のたいいていの地方空港よりも簡素であり、出口を一步出れば、ホテル直行の出迎えや客引きのタクシー運転手たちで溢れかえり、遠く離れたアジアの異国の洗礼を受ける。

しかし、街へ出れば、エスニックな町並みはどこまで歩いても飽きることなく続き、市場は活気に溢れ、

混沌の中に生命のエネルギーを感じる。何よりも、人々は誠実で、そのホスピタリティに包まれば、日本にいるかのような親近感を覚える。

震災の爪痕に苦しみながらも、新憲法が制定され民主化の勢いが高まり、ますますエネルギーに復興していくネパール。ヒマラヤ山脈をいただき、神々の住まう地として、世界中の人たちを惹き付けてやまない、ネパール。

そ

んなネパールで、昨年、アジア・太平洋の法律家が五年に一度集まる国際会議が開かれるはずでしたが、震災の影響で順延されて

おりました。いよいよ二〇一六年六月一七～一九日に、第六回アジア太平洋法律家会議（Conference of Lawyers in Asia-Pacific = COLAPVI）の開催が決定しました。

二日間にわたる会議では、【平和】【人権】【民主主義】【経済発展】の各分科会に分かれ、

アジア太平洋地域の法律家が問題意識を共有し、連帯の方法を話し合います。

アジアでは、喫緊の課題が山積み

です。

例えば、【平和】の問題では、南シナ海、東シナ海の紛争、北朝鮮の核ミサイル実験、沖縄・フィリピン・韓国の米軍基地問題、日本の安保法制の問題など、いつ国同士の紛争が起きかねず、地域的な解決が求められている課題が多くあります。

また、【人権】や【民主主義】の問題においては、弁護士や法律家に対する弾圧は私たちの想像以上にひどく（特に、バキスタン、フィリピンなど）、先住民、女性、労働者の人権侵害も横行しており、日本の多国籍企業が関与している場合もあります。アジアの地域内での移民や難



カトマンズ市内を一望できる仏教寺院、スワヤンブナート



【写真左上】チベット仏教のマニ車（スワヤンブナート）
【写真左下】ダルバート広場近くの市場にて



民の問題を通して、貧困の問題や差別、南北経済格差の問題も見えてきます。また原発輸出に伴う輸出国・輸入国の法律家の問題、南アジアでの環境破壊も進んでいます。

ま

た、今回のCOLAPのもう一つの目玉として、アジア地域の法律家組織を立ち上げることが予定されています。

COLAPは、一九八〇年代から、

インド、日本、ベトナム、韓国、フィリピンで約五年に一度の割合で会議を開催してきました。しかし、アジアで生起する多くの問題に対応するためアジアに恒常的な組織を作る必要性が言われ、今回ようやくその立ち上げを会議で発表できる予定です。将来のアジア共同体を見据えても、法律家のような民間レベル、NGOの動きは重要な役割を果たします。

前々回（二〇〇五年）は韓国・ソ

第八回アジア太平洋法律家会議（COLAP-VI）

■会議の主な内容（予定）

二〇一六年六月（七日～一九日）
ネパール・カトマンズ

全体テーマ：『平和、民主主義、人権、及び経済的発展の権利への挑戦』

【分科会1：平和（六月八日・土）】

1. ヒロシマ・ナガサキ七〇周年における軍縮と核兵器
2. アジアにおける国際法秩序とアメリカの拡張政策
3. 「ゾーン・オブ・ピース」と国際紛争の平和的解決

4. 平和と憲法体制―新たな安全保障政策への課題
5. 人権としての平和、あるいは平和への権利・共通する国際的基準の形成

【分科会2：人権（六月八日・土）】

1. 人権問題に取組む法律家や裁判官、平和活動家の保護
2. 重大人権侵害を刑事免責されている現状への対応
3. 移民の権利と人身売買への対応、亡命者や難民の保護

4. 女性の権利、子ども・高齢者の権利、先住民の権利の保護

【分科会3：経済発展（六月九日・日）】

1. グローバリゼーションが持続可能な経済発展にもたらす影響
2. 公正かつ公平な経済発展のための貧困の根絶
3. 発展の権利・国内及び国外の

フレイムワークの形成

4. 環境と経済発展（気候変動、環境悪化、原発のもたらす脅威など）

5. 市民の正義を保証するための経済的、社会的、文化的権利の確保

【分科会4：民主主義（六月九日・日）】

1. 民主主義の脅威・専制政治と軍事化（『特定秘密保護法』なども）
2. 公正な選挙システムの確保と選挙における暴力行為の排除
3. 対話と交渉、和合意等の平和的プロセスを通じた民主主義の維持
4. 司法の独立、グッドガバナンスの推進と司法腐敗への取組み

【その他のテーマ】

- ・各国の平和活動の交流
- ・アジア法律家組織の創設
- ・ネパールの和合プロセス及び憲法制定について

参加費用：二〇〜三五万円

◆連絡先・申込先

日本国際法律家協会

〒一六〇〇〇〇七

新宿区荒木町二〇四一九〇六

TEL：〇三三三二五二一〇二〇

FAX：〇三三三二五一〇二五

Email：jalisa@jalisa.info
http://www.jalisa.info

ウルで、前回(二〇一〇年)はフィリピン・マニラで、二〇〇〇〜三〇〇〇人規模の法律家が集まりました。日本からも、毎回三〇人〜一〇〇人以上の規模で参加してきました。アジアの法律家と交流し、視野を広げて、世界やアジアからの視点で日本の問題を考える上で絶好の機会です。是非ご参加ください。

会

議後の六月二〇日からは、美しい沼と湖から目の前のヒマラヤを見渡せるリゾート地・ポカラへのオプショナルツアーも用意しています。会議は、法律家だけでなく、市民や家族の方の参加も歓迎です。なお、昨年八月には、ネパール観光省の官僚として活躍する友人の弁護士が来日し、観光にはまったく問題ないほど復興しているので、ぜひネパールを訪れて欲しいとの自信溢

COLAPVI参加の若手会員への支援についてのお知らせ

国際委員会は、国際的な人権活動と人権弁護士との交流を促進する目的で、今年六月一七日から一九日にカトマンズ(ネパール)で開催される第六回アジア太平洋法律家会議へ青年法律家協会弁護士学会合同部会の代表として参加する若手会員(概ね六〇期以降)を若干名募集します。

参加者には、旅費・参加費の一部(半額程度)を援助します。参加

加後は、同会議での青法協活動の紹介と帰国後のレポート、報告集会等での講演をお願いします。応募される会員は、三月末日までに青法協本部あて(FAX、メール)に一〇〇〇字程度の自己紹介、志望動機をお送りください。選考のうえ、四月中旬にご連絡いたします。

みなさまからのご応募をお待ちしております。

編集後記

▼まもなく、あの福島原発事故から五年が経過する。事故による多

くの被害者は今も避難生活を強いられ、あるいは自然放射線量を超える被ばくを強いられることによる様々な不利益やストレスを受け続けている。▼それにもかかわらず、政府は、被害回復の打ち切り政策を進めようとしている。避難者に対しては避難指示の一括解除と賠償打ち切りであり、解除できない地域については、「移住に必要な相当期間が経過した」という理屈により、事故後六年で賠償を打ち切る構想だ。滞在者については賠償の対象ですらない。▼しかし、被ばくによる健康被害の不安は、帰りたいけれども

れるメッセージを受け取っています。

帰れないという多くの避難者を生じさせ、住宅補助や賠償の打ち切りは、そうした避難者にとって切実な問題になりつつある。また、もう帰還はできないものと割り切って移住せよと言われて、行動に移せるほどに、故郷の重みは小さくないのである。▼事故から五年、ここからが公害事件の被害回復政策の正念場であろう。各地の被害者弁護団の取り組みとともに、被害の実相を理解し、これを支える世論の醸成が必要である。そのためには、被害者同士が互いの立場を認め合い、共感し合う共同と、統一的な要求を掲げる闘いが必要だと痛感する。来る「原発と人権研究集会」がその母体になることを期待したい。

(米倉 勉)